

# H P 『海軍砲術学校』公開史料

海軍省軍極秘第四三五号

## 海軍信號規程

昭和十八年第四改正

海軍省軍極第四三五号

海軍艦号規程（昭和十八年第四改正）別冊を通定ム

別冊ハ昭和十八年九月一日ヨリ之ヲ実施ス

昭和十八年七月一日

海軍大臣 鳴田繁太郎

# 海軍信號規程

目次

機密に関する事項

括弧の用法及用語の意義

第一章 總則

第二章 通則

第三章 機械、符號、手旗形象及其の用法

第一節 機械、符號及其の用法

第二節 手旗形象の種別、作爲法及其の用法

第四章 交信表示法

第一節 指呼表示法

第二節 中繼表示法

第三節 應信及解信表示法

第五章 機械信號法

第六章 發光信號法

第七章 電信(水中)信號法

第八章 手旗信號法

第九章 色燈信號法

第十章 種種信號法

附錄

海軍信號記

三八

四一

## 機密に関する事項

本規程中各論項の機密に関しては左記に依るものとす

記

- 一 第三條及第十二條組し文字旗の圖様は機密の取扱を准ナシ(ニ)軍極秘級トナ
- 二 第十三條、第十四條、第十五條及附錄は機密の取扱を准ナシ
- 三 前諸號を除くの外祕級トス

## 括弧の用法及用語の意義

- 一 本規程中に使用する括弧の用法左の如し
  - イ 小括弧「」は信號符字、信文又は名詞を示す
  - ロ 大括弧〔〕は使用の場合に應じ括弧外者は括弧内の字句の何れかを取るべきことを示す  
ハ 二重括弧《》は本文の解釋又は参照なる」とを示す
- 二 括弧〔〕は使用の場合に應じ括弧内の字句を取捨すべきことを示す
- 三 本規程中に使用する艦、所、隊及機の意義左の如し
  - イ 艦 は海軍艦船全般を表はすものとす
  - ロ 所 は見張所、防備衛所、信號所等を表はすものとす
  - ハ 隊 は艦隊、戰隊、駆逐隊、潛水隊、海防隊、掃海隊、駆潛隊、根據地隊、防備隊及航空隊等を表はすものとす
  - 二 機 は海軍航空機全般を表はすものとす
  - 右の艦、所、隊、及機を總稱して信號所又は艦所と稱す

### 三、本規程中に使用する用語の意義の如し

(イ) 信號通信 有線無線〔電信〕電話〔又は文書、口頭に依らざる通信を総稱す又信號と略稱する〕

例<sup>イ</sup>

(二) 信號交信 信號交換の為に行う送受信の手續を謂ふ又交信と略稱する所を傳

通信文 通信の目的を以て作製したる文書を謂う

(二) (イ) (ウ) (エ) 信號文 通信文を信號に必要な形式に変更したものと謂い之を左の如く区分す

(一) 平文 普通語、略語又は両者を以て作製したる信號文を謂う

(一) 附、略語 通信文を簡單ならしむる目的を以て其の一部を省略せる語又は特定の季句を謂

フ

(二) 符字文 信號符号より成る信號文を謂う

信文 各種信號書、相式等に於て信號符号に附与せる特定の文書、句、語等を謂う

(ト) (ハ) (ホ) 起信 信號交信を始めるを謂う

發信、中繼、着信

信號を發するを發信と謂ひ他の信號盤所宛の信號を發信し之を直接又は第三番を通じて送信するを中継と謂ひ信號が其の目的の船所に到達するを着信と謂う

送信、迷信 對手に信號を送るを送信と謂ひ之を失へずして送信と謂う

應信 信號に應ずるを謂う

解信 信號を了解するを謂う

終信 信號を終了するを謂う

消信 信號を取消すを謂う

(二) (ム) (ヌ) (リ) (リ)

四

(7) 呼叫 交信開始に當り対手を呼出すを謂う

(8) 話投 信號幕前開じて置號を反覆校正するを謂う

(9) 送信計劃 発送(筆道)(采中)信號の送信に於て長符、短符及間隔の長さ並て之等の割合を謂う  
連繰 信號符号二個以上より成る符号文略語を含む(を)同時に掲揚(送信)する場合各符号間に  
向索(司) 指揮の度をきくべきは省略する(一)を(傳)を置くか又はニ本以上を掲旗線に掲揚するを

謂う

(1) 加ふ 固有の信號旗(符)の(ト)ハ他(の)信號旗(符)を向索(司)點(・)を置くことなく直掛附加するを謂う

本規程中使用する直掛部隊(艦)の意義左の如し

連合艦隊指揮官に對しては所屬各艦隊及其の他直掛の隊(艦)

艦隊指揮官に對しては所屬各戰隊及其の他直掛の隊(艦)

戰隊(水雷(潛水(魚雷(空(機雷))等)指揮官に對しては所屬各艦隊)

水雷(潛水(魚雷(空(機雷))等)戰隊、根據地隊指揮官に對しては所屬各艦及各驅逐隊(潛水隊(海防隊(海雷(魚雷))等)

隊(駆潜隊(駆艦(等))等)

(木) 航空戰隊指揮官に對しては所屬各艦及各驅逐隊(艦)

(ヘ) 駆逐隊、潛水隊、海防隊、掃海隊、駆潛隊等の指揮官に對しては所屬各艦艇

(C)

## 第一章 編則

第一條 本規程は海軍に於ける信號法を規定す

但し本規程以外各種信號書、規式及規程等に於て特に規定せる事項付各其の規程に依る

第二條 部外信號船所との一般信號は國際通商信號書信號篇に依る

第三條 各種信號に用ふる信號書、規式、規程其の他関係図書類の種別及使用区分左の如し

種別	使用区分	記事
海軍信號書	一、海軍信號艦所間の一般信號に使用す 二、敵守備警備所と艦所間に準ず 三、戰時は主として外戰部隊(根據地隊を除く)艦所間の信號に使用す	
海軍信號書	一、艦所間の信號に使用す 二、戰部隊並に是等信號艦所と外戰部隊の信號	
海軍常用信號書	一、海軍信號艦所間の一般常務信號に使用す 二、防諜を要する場合の一般信號に使用す	
海軍團體運動規程式	艦隊の統率に必要な諸種の運動に関する信號に使用す	
船舶通航規則並に送信規則	船舶相互間の信號に使用す	
海軍作戰通信規語書	海軍艦船を以て船團の護衛を行う場合に於ける海軍艦船々団所及	
海軍通信規語書	船舶相互間の輸送船の護衛を行ふ場合に於ける海軍艦船輸送船	
海軍暗號書	信号艦所間の作戦に関する略語信號に使用す	
特定地免略語表	信号艦所間の一般常務に関する略語信號に使用す	
海陸軍信號交信規程	信号艦所間の地名信號に使用す	
海陸協同作戰に於ける陸軍との信號に使用す		

第四條 信號方法の種別及之に使用する用具等左の如し

信號方法の種別	信 號	號 用	具 標	準
旗 瓶	信 號	海軍信號旗		
發 光	信 號	煙信號燈、信號探照燈[探照燈]、二十七口信號燈、點滅信號燈、方向信號燈		
發 音	信 號	哨信儀、移動信號燈、燈帶信號燈、匣式信號燈、警笛信號電燈		
水 中	信 號	汽笛、汽角、喇叭等		
手	旗 信 號	水中信號器、水中聲音器		
色	燈 信 號	齊動信號燈、艦尾信號燈、艦側信號燈、連褐信號燈		
火 煙	信 號	信號彈、號火、火箭、煙火信號筒、噴煙信號筒		
形 象	信 號	帆布、溝板等亥以乙作りたる形象		
		呴流、黑球等		

第五條 艦隊司令長官、鎮守府警備司令長官及獨立部隊指揮官は所要に應じ期程亥定むることを得此の場合は之亥海軍大臣及軍令部總長に報告すると共に関係各部に通報するものとす  
第六條 信號船所には附錄に規定する海軍信號誌亥備ふるものハとす

## 第二章 通 則

第七條 信號は其の緩急の程度に依り左の通區分す  
一 緊 急 信 作 戰 又 は 保 安 上 緊 急 を 要 す る 重 要 な る 信 號

## 二、至急信 至急通達を要する信號

### 三、普通信 前諸號以外の信號

交信及其の処理は前記の順序に之を行ふものとす

第八條 発信者名、着信者名を附せらる信號は發信艦所の首席指揮官[裏]より着信艦所の首席指揮官[裏]に宛てたるものとす

第九條 運動、教練、作業に関する信號の發動時機を左の通定む

#### 一、旗艦信號

信號降下のとき組し符に組定あるものを除く

二、發光信號、發音信號、水中信號、手旗信號

(1) 艦隊運動權式に依る信號及針路信號

本信號の後發動符又は發動形象を行ひたるとキ

但し運動符のみを以て旗艦嚮導艦の通迹を進ましむる場合は信號了解のときを以て發動の時機とす

#### (2) 其の他の信號

信號了解のとき

但し發動の時機を指定するの要あるものは本文の始た海軍通信器語ハフハフを冠し(1)項に準じ發動を令するものとす

#### 三、色燈信號

(1) 驅動信號燈に依る信號

後続艦信號了解せらるとき(後続艦を有せらる艦は同艦信號了解のとき)

(4) 艦尾信號、艦側信號

信號消滅のとき

且し速力信號及転舵信號は信號了解のとき

第十條 信號交信に當り要すれば各種信號方法を併用することを得此の場合前條第九條に依る發動

の時機は着信船所が先に了解したる發動に依り行ふものとす

第十一條 信號の中継を行ふ場合の中継船所の標準左の如し

一、單列(鉤縱陣、鱗次陣之に準ず)にありては總介在者

二、複列隊形にありては

(4) 隊全般に対する信號は

戰隊水雷(潛水航空)警備防護戦隊を除くにありては各艦端末船を除く

(→)

木雷潛水魚雷空襲防護戦隊にありては旗艦、各軍艦及各司令駆逐艦(水雷艇)潛水艦(機雷艇)海船

(三)

單隊の複列隊形にありては指揮官乗艦及各列に於ける指揮官乗艦の相対艦

(四)

一部に対する信號は中継に便なる艦

三、認認困難なるときは發着信船所間の介在者

第三章 旗幟、符號、手旗形象及其の用法

第一節 旗幟、符號及其の用法

第十二條 旗幟、符號の種別、名稱、圖樣及其の用法等左の如し

一、旗幟の分類構成等左の如し符號は特に規定あるもの、外之に準ず

◎九種の羅馬字を表すもの



海軍信號旗

但し

運動區別旗  
艦所名區別旗

運動信號なることを表すもの  
艦所名信號なることを表すもの  
右以外の特殊の信號なることを表すもの

(イ) 信號船所を表す目的を以て左の運動區別旗を用ひる時は之を艦所名區別旗とす

隊番旗(隊番號を表す)番號旗(船番號を表す)

(ロ) 使用信號信號書の種別又は針路方並信號なることを表す目的を以て左の文字旗又は運動

区別旗を用ひるとキヨミズ信號区別旗とす

丁旗(船團運動並に通信規程に依る信號なることを表す)

T旗(海軍作戰通信略語書に依る信號旗流信號のせなることを表す)

V旗(輸送船隊運動並に通信規程に依る信號なることを表す)

W旗(海軍信號書に依る信號なることを表す)

X旗(常用信號書に依る信號なることを表す)

Y旗(洋上給油、曳航特約信號なることを表す)

才印旗(針路方並信號なることを表す)

(ハ) 部隊名、隊番號又は艦船番號を表す十個の文字旗を用ひるとキヨミズ信號旗と

+

「十位の一を示す」  
「十位の二を示す」  
「十位の三を示す」  
「十位の四を示す」  
「十位の五を示す」  
「十位の六を示す」  
「十位の七を示す」  
「十位の八を示す」

Q 十位の九を示す  
A 十位の一を示す

二

旗  
名  
稱  
類

符  
號

用  
法

例  
解  
及  
參  
考

種  
別

旗  
符  
號  
類

符  
號

用  
法

例  
解  
及  
參  
考

數

1

●

字

2

二



號を以て敵艦に警戒する場合  
同時に汽笛汽角又は水中信号を以て短符を連続する場合  
本旗と数回上下す

海軍旗令拔萃  
潜水艦に對し危険を認め取舵に轉舵回避する場合  
本旗を数回上下す

通軍旗令拔萃

潛艦中潛水艦に對し危険を認め面舵に轉舵回避する場合本旗を数回上下す

	行 旗						
A <sup>二</sup> ン	9 <sup>二</sup> の	8 <sup>は</sup> ち	7 <sup>な</sup> な	6 <sup>く</sup> く	5 <sup>一</sup> 一	4 <sup>く</sup> く	3 <sup>ん</sup> ん
イ	九	八	七	六	五	四	三
—	—	—	—	—	—	—	—
部隊名、隊番號又は艦船番號の數を表す はす處其の下に加ふるときは百位の一 を表はしそに數字旗を犯へて天々百大 リ百九十九迄の數を表はす							
例 隊 A○○ 第百番隊 <small>(昭和十年海軍省令第十二号参照)</small>							

文

E イ ス ト	D デ ン キ	C シ ス	B ア カ
ヘ	ホ	ニ	ハ
—	—	—	—

- 一、一流は射撃、發射、發火、機雷敷設其の他危険物取扱の作業に從事し或は附近に潜水者あることを表す  
 二、航行中坐礁衝突、航路に危険物發現、運転不自由又は其の他の異変に依り他艦に危険を及ぼす虞あり之を他艦に危報するとキ本旗一流を用ひると例とす  
 三、夜間に於て一號二號を表はすには紅燈一箇を以てす  
 註　危険符として使用するとキは危険旗(紅燈)と併用するものとす

白旗赤旗二流を一旗として  
掲揚

附近五浬以内に潜水艦若航  
中なることを表す(大正十三年海軍省令第四號参照)

K	J	I	H	G	F
ワ	ヲ	” ● 一	又	リ	手
—	—	—	—	—	—

一、一流又演習に於て統監の所在を表す  
二、夜間は白燈三回を連揚して之に代  
フ

二、一流と同時に行ふ信號は船団運動並  
に通信規程に依る信號なることを表  
す

註  
統監符として使用せず

一流と同時に行ふ信號は之を了解せ  
直に發動すべきことを表す

## 字

O オホー	級別 旗 名	N ケウレン	察制 旗 名	M ミタ	L エル
レ		夕	ヨ	力	
—		—	—	—	—
—	註 部隊名、隊番號又は艦船番號の数を表す はす處其の下に加ふるとときは十位の七 を表はしそに數字旗を加へて工夫々七十 より七十九迄の数を表はす	註 教練符として使用せば する教練施行中なることを表はす （夜間は白線二燈を連続して之に代へ） 三、説話信號の上に連綴するときは其の 信文は想定又は教練なることを表は す	註 教練符として使用するものとす （一、流は旗種信號教練又は防火防水教 練等特に他艦船に表示するを必要と する教練施行中なることを表はす （夜間は白線二燈を連続して之に代へ） 三、説話信號の上に連綴するときは其の 信文は想定又は教練なることを表は す	註 白線燈と併用するものとす （一、流は旗種信號教練又は防火防水教 練等特に他艦船に表示するを必要と する教練施行中なることを表はす （夜間は白線二燈を連続して之に代へ） 三、説話信號の上に連綴するときは其の 信文は想定又は教練なることを表は す	一流は清習中船舶、航空機、砲台、防 備衛所等の魔滅を表はす（夜間は白白線 三燈を連続して之に代へ） 註　癡艦符として使用するときは本旗
	例 例①〇〇〇 第七十駆潜隊	N-1 機戰準備第一作業(教練) を実施せよ	例 例② 戰艦故障(想定) を実施せよ		

S <sup>エイ</sup>	R <sup>ア</sup>	Q <sup>キナ</sup>	P <sup>シカ</sup>
ラ	ナ	子	ツ
一一一	一一	一一	一一
(1) 艦隊名の下に番號旗を表す に加ふるときは當該艦隊所屬の各旗 艦及艦隊附屬艦の各旗原指揮官兼 艦(艇)を表す	一、一流は旗艦全般を表す 二、隊名信號の下に加ふるとモは其の 隊の各旗艦[各司令兼艦(艇)]を表す 組し	部隊名、隊番號又は艦船番號の數を表 す島其の下に加ふるとモは十位の八 を表はし之に數字旗を加へて夫々八十 より八十九迄の數を表す	部隊名、隊番號又は艦船番號の數を表 す島其の下に加ふるとモは十位の九 を表はし之に數字旗を加へて夫々九十 より九十九迄の數を表す
④ 艦隊旗の下に本旗を加へ其の下に③	例 S 艦(S) 旗艦全般 艦一等の第一艦隊の各旗 艦及同艦隊用 隊(艦)の各首席指 揮官兼艦 各駆逐水雷潛水 航空警備(防護)戰	例 Q7 第九十七番隊	例 K9 第八十九警備

Uユ	Tテ。	
ウ	ム	
—	—	
(海)		旗を加ふるときは各艦隊司令長官 旗艦を表す
所用信號船に一時信號を示せし むることと表す。十番目は紅白線三燈 を連続してこれに代ふ。第十九條參 用せば	一流と同時に行ふ信號曰通軍作戰通信 略語書リサセに取る信號なることを表は す手旗、燈光、燈舌、水中信號には適 用せば	（1）第六艦隊を除いた各艦隊司令 艦の（2）各水雷戦隊旗艦 （3）各軍令駆逐艦 （4）各艦隊司令長官 （5）旗艦
例 艦じ〇 第十艦隊		（6）第六艦隊を除いた各艦隊司令 艦の（7）各水雷戦隊旗艦 （8）各軍令駆逐艦 （9）各艦隊司令長官 （10）旗艦

附			
番別名 英用語 音	X エックス	W ダブリュ	V バイ
マ	ヤ	ク	
—	—	—	
二、部隊名、隊番號又は艦船番號の数 を表す下に其の下に加ふるとモハ十 位の一を表はし之に数字横を加へて 夫々十九迄の数を表はす	三、部隊名、隊番號又は艦船番號の數 を表はす爲其の下に加ふるとモハ十 位の二を表はし之に数字横を加へて 夫々二十九迄の数を表はす	四、一流と同時に行ふ信號は海軍信號 書に於ける信號なることを表はす	五、部隊名、隊番號又は艦船番號の數 を表はす爲其の下に加ふるとモハ十 位の三を表はし之に数字横を加へて 夫々三十十九迄の数を表はす 信號書に於ける信號なることを表はす 六、部隊名、隊番號又は艦船番號の數
例 駆V6 第三十六駆逐隊	例 潜W1 第三十一潜水隊	例 潜W1 第三十一潜水隊	例 潜W1 第三十一潜水隊
例 ○○X○ 第四十駆逐隊	例 ○○W○ 第三十一潛水隊	例 ○○V○ 第三十六駆逐隊	例 ○○V○ 第三十六駆逐隊

Z エット	Y イ
F 	K 
—	—
二、部隊名、隊番号又は艦船番号の類を表す是の下に加小るヨハ十位の五を表はし之に数字旗を加へて夫々五十より五十九迄の数を表す	一、一流と同時に行ふ信号は洋上給油曳航待合信号なるニシテ表はす
一、艦頭名信号の下に加へて當該艦所中所轄長以上の乗組せる艦船を表す	二、部隊名・隊番号又は艦船番號の数を表はす是の下に加小るヨハ十位の六を表はし之に数字旗を加へて夫々六十より六十九迄の数を表す
水一乙 船乙 船一乙 海 A Z 駆乙 駆乙 駆逐隊	例 掃 Y 2 第五十三掃海隊 艦乙 艦隊中所轄長以上 乗艦の艦船 艦長以上乗艦の艦船 乗艦全般 艦船中所轄長以上 乘艦の艦船全般 根據北隊内所轄長 以上乗艦の艦所

運動							
方 向	赤 旗	青 旗	齊 齊	運動	散 開	列 向	陣 形
シ				□	ト	サ	ル
—	—	—	—	—	—	—	—
二	一 號旗一流(號旗一流の上 下)に回答旗 (H旗を加へたる場合を含む)の上 下に加へて艦隊運動程式に依る信 號を表す	一 號旗一流(號旗一流の上 下)に回答旗 (H旗を加へたる場合を含む)の上 下に加へて艦隊運動程式に依る信 號を表す	一 號旗一流(號旗一流の上 下)に回答旗 (H旗を加へたる場合を含む)の上 下に加へて艦隊運動程式に依る信 號を表す	艦隊運動程式に依る信號を表す	艦隊運動程式に依る信號を表す	艦隊運動程式に依る信號を表す	艦隊運動程式に依る信號を表す
三	二 號旗二流(下位がH旗なる場合を除 く)を表す	一 號旗二流(上位がH旗なる場合を除 く)を表す	一 號旗二流(上位がH旗なる場合を除 く)を表す	一 號旗二流(上位がH旗なる場合を除 く)を表す	一 號旗二流(上位がH旗なる場合を除 く)を表す	一 號旗二流(上位がH旗なる場合を除 く)を表す	一 號旗二流(上位がH旗なる場合を除 く)を表す
M N 方	方 C ○	方 A	方 2	例	國際通信の場合は 〔第一代表旗〕		
M N 方	真針度六六度	船隊運動程式に 依る信號					

艦隊運動程式に依る信號を表す

艦隊運動程式に依る信號を表す

艦隊運動程式に依る信號を表す

艦隊運動程式に依る信號を表す

艦隊運動程式に依る信號を表す

艦隊運動程式に依る信號を表す

艦隊運動程式に依る信號を表す

艦隊運動程式に依る信號を表す

一  
號旗一流(號旗一流の上  
下)に回答旗  
(H旗を加へたる場合を含む)の上  
下に加へて艦隊運動程式に依る信  
號を表す

二  
號旗二流(下位がH旗なる場合を除  
く)を表す

區別		
隨別名	隊番	
二	△	
三		一、又は三流の上(下)に加へて海軍信號書に依る針路方度信號を表はす 二、度数に相当する数字旗二流度数が一庄の場合は◎旗爻上に加へ二流とす又は三流の上(下)に加へて真針路真方位を表はす
四		一、一流は隨伴運動を命ずることを表はす 二、数字旗の上に加へて所屬艦隊に於ける指示番隊を表はす 三、A(一)(二)(三)(四)旗の上に加へて夫々所屬軍隊に於ける第一、第二、第三、小隊を表はす 四、水雷(潛水)防備戦隊及海面防備艦隊内に於て数字旗の上に加へて当該所屬の旗艦(海面防備部隊指揮官乗組)又は指示番隊爻表はし又は水雷(潛水)防備戦隊、根據艦隊及海面防備部隊内に於て加へて駆逐艦、水雷艇、潛水艦、掃雷艇、駆潜艇等を表はす
五、警備防備戦隊、根據艦隊及海面防備部隊		方 A 25 磯針路北二十五度東 C 36 方磁氣方位南三十六度 西
隊 2	二番隊	方 ◎ ◎ 真針路 ◎ 度 ○ 6 方 真方位 六度 方 25 ○ 真針路 三五 ○ 度
隊 3	三番隊	例 防備部隊内 隊 ◎ 指揮官乗組 水雷(潛水)防備部隊指揮官乗組 隊 2 二番隊 隊 3 三番隊
隊 12	第二部隊	方 A 25 磯針路北二十五度東 C 36 方磁氣方位南三十六度 西

符		旗	
發動符 ハシ ドウ		番空 番名 旗號	
番符は六個以上連続する場合			
一 時 發 動 符	一 時 發 動 符	一 時 發 動 符	一 時 發 動 符
三 陸 艦 名 又 は 發 信 番 號 に 統 て 本 符 を 用 い る 事 無 い と 考 え ら れ る	一 時 發 動 符 と 旗 緑 燈 と 併 用 す る も の と す る	一 時 發 動 符 と 旗 緑 燈 と 併 用 す る も の と す る	一 時 發 動 符 と 旗 緑 燈 と 併 用 す る も の と す る
四 陸 通 信 の 場 合 は	第三 代 表 旗	四 陸 通 信 の 場 合 は	四 陸 通 信 の 場 合 は

備註隊内に於て本旗の下にし旗及數字旗を加へて指示番號の當該部隊名を表す

一、一流は運動の基準となることを表す

は十

(茲間に緑燈一個を以て本旗に代し)

二、数字旗の上に加へて車隊内に於ける指示番號の艦船を表す

三、艦船名信號の下に加ふるとときは其の信號は説話信號なることを表す。但し錯誤の虞をきどきには省略することを得

(艦船番號のみを以て艦船を表す場合は十場令には上位の番號旗を省略するを例とす)

註 標準符として使用するとき何標準

旗緑燈と併用するものとす

一、旗號に対する發動を表す(發動の

時刻は長符消滅のとす)

番一 一番船

旗として表す

船○P2X番○P艦2X

旗を説話信號として表す

3番 三番艦を説話信

號として表す

34番 三番艦四番艦を

説話信號として表す

表は十

発するときは該隊(艦)又は指示番号の信

號の発動を表す T

二、一浪は艦隊全般を表す

三、数字旗の上に加へて指示番号の艦

隊を表す

三、左の字旗の上に加へて特殊の船隊又は部隊を表すし数字旗を其の下に加へて指示番号の当該艦隊又は部隊を表す

特殊の部隊及指示番号の当該部隊を表す十隊名以下に隊番旗を加へて特殊部隊及指示番号の当該部隊を表す十隊の場合は錯誤を生ずる虞を免げきは艦隊旗と省略するこを得

④聯合艦隊

A 青軍(甲軍)

B 赤軍(乙軍)

C 主力部隊

D 前進部隊

E 先遣部隊

C 隊 主 隊

D 隊 前 衛

E 隊 先 遣

例

艦 第三艦隊  
編 3 第三艦隊

艦 D 前進部隊  
編 D 前進部隊

艦 F-1 第一航空艦隊  
編 F-1 第一航空艦隊

艦 N 2 第二支援部隊  
編 N 2 第二支援部隊

艦 N 2 第三索敵部隊  
編 N 2 第三索敵部隊

艦 J-3 第十三艦隊  
編 J-3 第十三艦隊

艦 J-3 第四十二掃蕩部隊  
編 J-3 第四十二掃蕩部隊

艦 J-3 第三索敵部隊  
編 J-3 第三索敵部隊

艦 J-3 第一航空艦隊  
編 J-3 第一航空艦隊

艦 J-3 第二支援部隊  
編 J-3 第二支援部隊

艦 J-3 第三艦隊  
編 J-3 第三艦隊

隊

飛行

艦隊

隊

ア



F. 航空艦隊

G. 戰戒部隊

H. 南遣艦隊

I. 奇襲部隊

J. 機動部隊

K. 遣支艦隊

L. 射尾部隊

M. 敷設部隊

N. 支援部隊

O. 護衛艦隊

P. 补給部隊

Q. 直觀部隊

R. 練習艦隊

S. T. 攻撃隊

U. 審敵隊

V. 消戒隊

W. 封鎖隊

X. 掃蕩隊

註 演習部隊に編入予定の部隊を演習

G. 隊

I. 隊  
奇襲隊

J. 隊  
機動隊

K. 隊  
射尾隊

L. 隊  
前盾隊

M. 隊  
敷設隊

N. 隊  
支援隊

O. 隊  
護衛隊

P. 隊  
補給隊

Q. 隊  
直觀隊

R. 隊

S. 隊

T. 隊  
攻撃隊

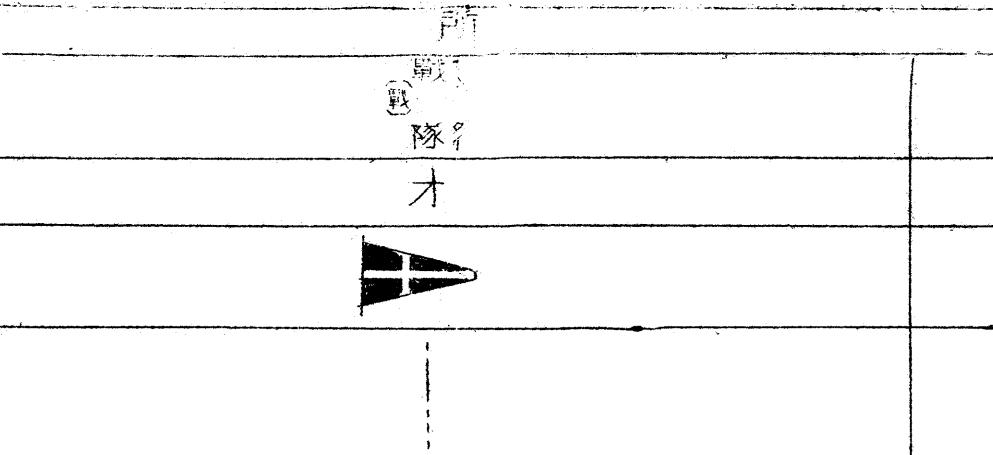
U. 隊  
審敵隊

V. 隊  
消戒隊

W. 隊  
封鎖隊

X. 隊  
掃蕩隊

Y. 隊  
夜戰隊



開始前に表はてんとするとき亦右に  
準する」とぞ同

一、一派は戦隊(水雷潛水航空警備防備)  
戦隊を除く全般を表はす

二、数字旗の上に加へて指示番号の戦  
隊(水雷潛水航空警備防備戦隊を除く)  
を表はす

三、左の文字旗の上に加へて水面防備  
部隊海上護衛隊及特殊の戦隊を表は  
す

追し

(4) 警備防備戦隊、水面防備部隊の

前頭領守府名を表はす要ある場合  
は当該隊名信號の下にA横須賀、  
B吳、C佐世保、D碧鶴の文字旗

を相ふるものとす

即ち海上護衛隊を表はす隊名信號の  
下に放學旗を加へて指示番号の海  
上護衛隊を表はす

三、海上護衛隊 K警備戦隊

例 戰 战隊(水雷潛水航空警備防備)  
之涂く全般

戰 战隊(水雷潛水航空警備防備)  
之涂く全般

第三戰隊

戰 战隊(水雷潛水航空警備防備)  
之涂く全般

第十四戰隊

戰 战隊(水雷潛水航空警備防備)  
之涂く全般

國際通信の場合

〔數字旗、四〕

名	水戦	G 防備戦隊	M 戰備戦隊
<p>潜</p> <p>單</p> <p>字</p> <p>旗</p> <p>上</p> <p>ン</p> 	<p>木</p> <p>戰</p> <p>水</p> <p>雷</p> <p>雷</p> 	<p>一、一流は水雷戦隊全般を表はす。</p> <p>二、数字旗の上に加へて指示番号の水雷戦隊を表はす。</p> <p>三、左の文字旗の上に加へて特殊の隊支表付し数字旗を其の下に相へて指示番号の當該隊を表はす。</p> <p>A 駆逐聯隊</p> <p>M 捜査艇第隊</p>	<p>水</p> <p>水雷戦隊全般</p> <p>水2 第九十九水雷戦</p> <p>水A2 第二駆逐聯隊</p> <p>水M5 第五搜査艇第隊</p>
<p>一、一流は潜水戦隊特設潜水戦隊を含む全般を表はす。</p> <p>二、数字旗の上に加へて指示番号の潜水戦隊を表はす。</p> <p>三、特設潜水戦隊の各所屬艦守府名を表はす。要ある場合は本旗の下にA横須賀、B吳、C佐世保、D舞鶴の文字旗を加えるものとする。</p> <p>四、丁旗の上に加へて潜水部隊を表は</p>	<p>例</p> <p>潜 潜水戦隊全般</p> <p>潛2 第三潜水戦隊</p> <p>潛B 吳潜水戦隊</p> <p>潛D1 第一潜水部隊</p> <p>國際通話の場合には 数字旗、△</p>		

戦		例	
一、	第一流は航空戦隊全般を表す下 の潜水部隊を表す下	航 航 航 航	第一航空戦隊 第一航空戦隊中立部 空母艦全般を表す下
二、	二、数字旗の上に加へて指示番号の航 空戦隊を表す下	航 航 航 航	第二航空戦隊 第二航空戦隊中立部 空母艦全般を表す下
三、	三、①旗の上に加へて航空戦隊中の航 空母艦全般を表す下	航 航 航 航	第三航空戦隊 第三航空戦隊中立部 空母艦全般を表す下
四、	四、船名旗の上に加へて航空戦隊機搭載 せる艦船全般を表す下	航 航 航 航	第四航空戦隊 第四航空戦隊中立部 空母艦全般を表す下
五、	五、左の文中旗の上に加へて特殊部隊 を表して数字旗を其の下に加へて指 示番号の当該部隊を表す下	航 航 航 航	第五航空戦隊 第五航空戦隊中立部 空母艦全般を表す下
A	A類空艦隊	航 A	第一航空群
B	B空艦部隊	航 W	第三水上機部隊
C	C艦、上機部隊	航 F	第一空襲隊
D	D	航 J	第十三聯合續型 隊附屬艦船
E	E空襲隊	航 J	(第三)航空戰隊
F	F空襲隊	航 W	國際通商リ開合は
G	G水上機部隊	航 J	○

潜水 艇 水 上	掃 海 艇 ソ	驅 逐 艦 工	
一、一派は駆逐隊全般を表す。 二、数字旗の上に印へて指示番号の駆逐隊を表す。	一、一派は掃海艇特設掃海隊を含む全般を表す。 二、数字旗の上に印へて指示番号の掃海艇特設掃海隊を含むと表す。 三、丁旗の上に印へて前駆掃海隊を表す。 四、丁旗の下に数字旗を印へて指示番号の前駆掃海隊を表す。	一、一派は掃海艇全般を表す。 二、数字旗の上に印へて指示番号の掃海艇全般を表す。	例 掃 掃 I 掃 II ( ) 第六十掃海隊 掃 III 前駆掃海隊全般 數字旗、六 國際通信の場合 國際通信の場合は 駆逐一 第一駆逐隊 駆逐 II 第三十六駆逐隊 駆逐全般
國際通信の場合は 國際通信の場合は [數字旗、二]	例 掃 掃 I 掃 II ( ) 第六十掃海隊 掃 III 前駆掃海隊全般 數字旗、六 國際通信の場合は 國際通信の場合は 駆逐一 第一駆逐隊 駆逐 II 第三十六駆逐隊 駆逐全般	國際通信の場合は 國際通信の場合は 駆逐一 第一駆逐隊 駆逐 II 第三十六駆逐隊 駆逐全般	

 航空 空 <small>コウ</small> 空 <small>コウ</small>	 驅 潛 サ ン
	
<p>一、数字旗の上に加へて指示番号の駆 潜隊待設駆潜隊を含む全 般を表す</p> <p>二、左の文字旗の上に加へて夫々指示 隊(精設隊を含む)を表し其の下に数 字旗を加へて指示番号の当該隊を表 す</p> <p>三、左の文字旗の上に加へて夫々指示 隊(精設隊を含む)を表し其の下に数 字旗を加へて指示番号の当該隊を表 す</p> <p>四、左の文字旗の上に加へて夫々指示 隊(精設隊を含む)を表し其の下に数 字旗を加へて指示番号の当該隊を表 す</p>	<p>一、一演打駆潜隊待設駆潜隊を含む全 般を表す</p> <p>二、數字旗の上に加へて指示番号の駆 潜隊待設駆潜隊を含むを表す</p> <p>三、左の文字旗の上に加へて夫々指示 隊(精設隊を含む)を表し其の下に数 字旗を加へて指示番号の当該隊を表 す</p> <p>四、左の文字旗の上に加へて夫々指示 隊(精設隊を含む)を表し其の下に数 字旗を加へて指示番号の当該隊を表 す</p>
<p>A 水雷隊</p> <p>B 哨戒船隊</p> <p>C 監視船隊</p> <p>D 砲船隊</p> <p>E 一流は航空機全般を表す</p> <p>F 二の艦隊の航空機は本旗の下に艦隊名 信號符字を錯誤の虞なきときは区別 旗を省略すを加へて其の全般を表 はし其の下に数字旗を加へて当該 番号の航空機を表す</p> <p>G 駆逐艦全般</p> <p>H 第一水雷隊</p> <p>I 第二水雷隊</p> <p>J 第三水雷隊</p> <p>K 第四水雷隊</p> <p>L 第五水雷隊</p> <p>M 第六水雷隊</p> <p>N 第七水雷隊</p> <p>O 第八水雷隊</p> <p>P 第九水雷隊</p> <p>Q 第十水雷隊</p> <p>R 第十一水雷隊</p> <p>S 第十二水雷隊</p> <p>T 第十三水雷隊</p> <p>U 第十四水雷隊</p> <p>V 第十五水雷隊</p> <p>W 第十六水雷隊</p> <p>X 第十七水雷隊</p> <p>Y 第十八水雷隊</p> <p>Z 第十九水雷隊</p> <p>例</p> <p>空<small>コウ</small>○</p> <p>航空機全般</p> <p>空<small>コウ</small>○</p> <p>○</p> <p>艦所屬航 空機全般</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>第一水雷隊</p> <p>第二水雷隊</p> <p>第三水雷隊</p> <p>第四水雷隊</p> <p>第五水雷隊</p> <p>第六水雷隊</p> <p>第七水雷隊</p> <p>第八水雷隊</p> <p>第九水雷隊</p> <p>第十水雷隊</p> <p>第十一水雷隊</p> <p>第十二水雷隊</p> <p>第十三水雷隊</p> <p>第十四水雷隊</p> <p>第十五水雷隊</p> <p>第十六水雷隊</p> <p>第十七水雷隊</p> <p>第十八水雷隊</p> <p>第十九水雷隊</p>	<p>例</p> <p>国際通信の場合には</p> <p>「數字旗」</p> <p>● X 5 第四十五駆逐隊</p> <p>● A 1 第一水雷隊</p> <p>● B 2 第五十三哨戒船隊</p> <p>● C 3 第六十五監視船隊</p> <p>● D 4 第三砲船隊</p> <p>● E 5 第二砲船隊</p> <p>● F 6 第四駆逐隊</p> <p>● G 2 第十二駆逐隊</p> <p>● H 3 第十三駆逐隊</p> <p>● I 4 第十四駆逐隊</p> <p>● J 5 第十五駆逐隊</p> <p>● K 6 第十六駆逐隊</p> <p>● L 7 第十七駆逐隊</p> <p>● M 8 第十八駆逐隊</p> <p>● N 9 第十九駆逐隊</p> <p>● O 10 第二十駆逐隊</p> <p>● P 11 第二十一駆逐隊</p> <p>● Q 12 第二十二駆逐隊</p> <p>● R 13 第二十三駆逐隊</p> <p>● S 14 第二十四駆逐隊</p> <p>● T 15 第二十五駆逐隊</p> <p>● U 16 第二十六駆逐隊</p> <p>● V 17 第二十七駆逐隊</p> <p>● W 18 第二十八駆逐隊</p> <p>● X 19 第二十九駆逐隊</p> <p>● Y 20 第三十駆逐隊</p> <p>● Z 21 第三十駆逐隊</p>

勝手のものとす

三、一流又は航空機名のみを掲げて他に信号を掲げざるときは該航空機は之を掲げたる艦所に速に集合(帰投)すべきことを表す

四、短艇旗の上に加へて現に飛行中の航空機は速に其の前風船(陸上機空隊を含む)に帰投すべきことを表す

六、一流は海防隊全般を表す

二、数字旗の上に加へて指示番号の海防隊を表す

三、左の文字旗の上に加へて特設(特殊部隊の種別)を表し其の下に数字旗を加へて指示番号の当該隊を表す

A 根據地隊  
B 防備隊  
E 収容隊  
I 港務部

C 警備隊  
J 海上警備隊  
K 海上警備隊  
L 第一測量隊  
N 第二測量隊  
S 第三測量隊  
T 第四測量隊

D 第一警備隊  
E 第二警備隊  
F 第三警備隊  
G 第四警備隊

H 第一設営隊  
I 第二設営隊  
J 第三設営隊  
K 第四設営隊

例

海 A 2  
海 B 2  
海 C 2  
海 D 2  
海 E 2  
海 F 2  
海 G 2  
海 H 2  
海 I 3  
海 J 1  
海 K 3  
海 L 2  
海 N 4

海防隊全般  
第二海防隊  
第三根據地隊全般  
第一根據地隊全般

第一警備隊  
第二警備隊  
第三警備隊  
第四警備隊

第一測量隊(班)  
第二測量隊(班)  
第三測量隊(班)  
第四測量隊(班)

第一設営隊  
第二設営隊  
第三設営隊  
第四設営隊

国際通信の場合

所名	シ	国際通信の場合 数字旗、二
一、一流は見張所、信号所、防禦所等のものと表はす	一、一流は前盾短艇全般と表はす	一、一流は見張所、信号所、防禦所等のものと表はす
二、号旗の上に加へて前号各項有所名と表はす	二、号旗の上に加へて所名を表はす	二、号旗の上に加へて前号各項有所名と表はす
三、号旗の上に加へて所名を表はす	三、号旗の上に加へて所名を表はす	三、号旗の上に加へて所名を表はす
四、A旗の上に加へて短艇隊全般と表はす	四、A旗の上に加へて短艇隊全般と表はす	四、A旗の上に加へて短艇隊全般と表はす
五、指示短艇(短艇隊)の指揮信号のみを掲げて他の信号を掲げざることは指示短艇(短艇隊)は速に之を掲げたる船に集合(歸投)すべきことを表はす	五、指示短艇(短艇隊)の指揮信号のみを掲げて他の信号を掲げざることは指示短艇(短艇隊)は速に之を掲げたる船に集合(歸投)すべきことを表はす	五、指示短艇(短艇隊)の指揮信号のみを掲げて他の信号を掲げざることは指示短艇(短艇隊)は速に之を掲げたる船に集合(歸投)すべきことを表はす
六、海軍作戦通信語を横旗信号にて行う場合本旗を略語の下に加ふると	六、海軍作戦通信語を横旗信号にて行う場合本旗を略語の下に加ふると	六、海軍作戦通信語を横旗信号にて行う場合本旗を略語の下に加ふると

(短艇名信号符号は常用信号書に定じるものと使用する)

きは眞の頭語は連続信号なることを表す

はす

例

船 A 海軍艦船全般

船 Y 所在鎮守府警備處

旗須賀 鎮守府在籍

船 H 所屬艦船

統監部附屬艦船

船 M 船 A

船 Y 船 A

船 H 船 A

船 M 船 A

船 Y 船 A

船 H 船 A

船 M 船 A

船 Y 船 A

船 H 船 A

船 M 船 A

船 Y 船 A

船名

X



官名

A



一、一流は海軍艦船全般を表す  
二、号旗の上に加へて艦船名又は外國  
海上部隊名を表す  
三、A旗の上に加へて所在鎮守府警備  
所屬艦船を表す  
四、左の文字旗の上に加へて天々當該  
鎮守府在籍艦船を表す  
五、H旗の上に加へて統監部附屬艦船  
を表す  
茲表はす

一、一流は自己の運動に微小を要せざ  
る不若は一般運動作業に微小能けざ  
るを表す(夜間は紅緑二燈を連掲し  
て之に代へ)

二、他の信号の上に連續するときは越  
を表す

三、不開旗として使用する本旗と共に

長官

官船 1

第一艦隊司令

方 2 官 2

針路 3 3 2 度

計 1 官 2

一一二

計 3 官

三 三

例

計 1 官 2

一一二

計 3 官

三 三

船 A

所在鎮守府警備處

旗須賀

鎮守府在籍

船 H

所屬艦船

船 M

統監部附屬

船 Y

艦船

船 A

海軍艦船全般

船 Y

所在鎮守府警備處

旗須賀

鎮守府在籍

船 H

所屬艦船

船 M

統監部附屬

船 Y

艦船

又整別地テ は標名地 第旗	中継	代一又不別 表數は廻名 旗字第旗
七		他の信号を擲ぐるときは本旗を半場 罕下するものとす
		四、艦所名信号の上に加へて当該艦所 の最高指揮官名を表はす
		五、一級の旗流信号中本旗を以て第 數字旗又は代表符として使用せしむ るを代表せしむることを得
一、一級は整備委はす逐向日線燈一 回を以て之に代ふ 二、信号旗の上に加へて作戦用地図を 表すに此の場合信号旗は和音名稱に て読みものとす 三、文字旗の下に加へて特定地図語表 又は海軍暗号書類に於ける地図を表 す	信号旗所名廻に加へて不位の艦所水 上位の艦所への信号の中継を表はす	註 不廻符又は代表符として使用せし むるを代表せしむることを得
	例 地 D E F - 3 B 地 N A B 地に於ける地名 E B R O 地 海軍暗号書 H F R S 地に於ける地名 數字旗を代表せしむる場合	例 Ⓐ 中 B H Ⓑ H 艦より Ⓛ 艦への中 継を表はす ④ 2 中 4 四番艦より二番艦 中継を表はす Ⓐ 中 B H Ⓑ H 艦より Ⓛ 艦への中 継を表はす ④ 2 中 4 四番艦より二番艦 中継を表はす

號		英字旗	算用表	第三回
得 と る よ て	旗 を し て す	算用表	算用表	算用表
P N M K 奇零	四分之三 二分之一 四分之一 下	計 233 計 7032 計 5M6 計 5N1 計 6N5 計 15K 六涅五錘	三西廿十 七、三一 八、四分の三 八十六四 三十五涅 十五節	前二三地 計 500 地 三三三
一 流 同 時 行 信 所 之 而 使 用 下	左の文字旗を計 種の単位又は数 四分之三 二分之一 四分之一 下	計 6N1 計 5M6 計 5N1 計 6N5 計 15K 六涅五錘	八、四分の三 八十六四 三十五涅 十五節	前二三地 計 500 地 三三三
書 信 所 に 依 り 交 信 す る こ と を 表 は れ る よ う に 書 く こ と を 表 す る よ う に 書 く	第三回	第三回	第三回	第三回

	和音 ワ 音 ヌ	回 ア 答 ト ク
	ス	コ
三、旗流の上に加へて其の旗流は旗名 稱又は羅馬字文として讀むことを表 はす(錯誤の處をさとては省略するこ とを傳)		T 二、「單獨訓練を行」回 單獨訓練をなし宣しき ヤ
三、說話信號の下に加へて其の信號は 起話乞小の信思なることを表はす		石劍へ召法科雷聲里乞 セ
一、一流はチ旗(發光)信號の指呼、應信 解信乞表はす		二、「單獨訓練を行」回 單獨訓練をなし宣しき ヤ
二、旗流の上に加へて其の旗流は和音 名稱又は海軍通信暗語信號として解 讀すべきことを表はす (發光、聲音、水中信號には適用せす)		船和 總艦船への和音指呼 番一和 一番船への和音指呼 ◎P和 ◎P船への和音指呼 和B方Y ハシケ(第) 和T XムX
一、一流は其の信號に誤なキを表はす		例
二、說話信號の上に加へて信文の意味 を対向に表す	経緯度信號例	一、信號符字を用ひる場合
三、弓旗の下に繰るとキは經緯度乞表 付す	G D N 緯 C F E 緯 北緯二八度〇分	G D 2 N 緯 東經一三度三〇分
經緯度信號左の如き		

別

旗經別疑  
緯名疑  
度間モ

モ



!

一、信号符号を用ひざる場合

緯度經度を一級として表はす場合  
下位の本旗は乙を省略する  
とするときは毎十分を表はす  
信号符号の下に所要分數に相当する數字旗を加ふるの外一  
肩に準ず

二、信号符号を用ひざる場合

誤誤の眞なきときは緯度經度の  
分位に相当する數字旗の中間に  
本旗を加へ緯度經度を表はすこと  
と玄得此の場合上位の数字は緯  
度を下位の数字は經度を表はす

甲、緯度經度を同時に信号するときは上  
位の信号は緯度を下位の信号は經  
度を表はす

(口)

(一) 緯緯度信号表示法

一、信号符号を用ひざる場合

緯度經度を表はす

緯度一一度三十分  
緯度二八度〇分

G D 疑 C F O

北緯二八度三分  
北緯二八度〇分

北緯二八度三分  
北緯二八度〇分

天測緯度

二、信号符号を用ひざる場合

緯度一一度三十分  
緯度二八度〇分

緯度一一度三十分

合

8 疑 3 2

緯度一一度八分

緯度一一度三十分

8 疑 3 2 A

緯度一一度八分

推定緯度一一度八分

8 疑 3 2 A

天測緯度一一度八分

ものとす組し数を表はすHのT

横は本頂に於て之を數字旗と見

致す

(三) 左の文字旗を経緯度信号の下に区別旗の上に加へて左の区別を表はすことを得

N 北緯 E 東經

S 南緯 W 西經

(四) 緯度経度測定の方法を表はすに

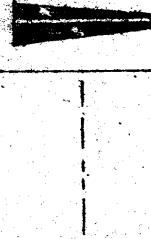
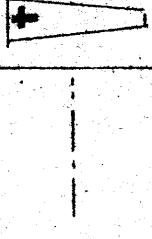
は(三項文字旗の下)文字旗を使用せざるときは其の位置に左の文字旗を加ふ且し緯度経度の測定方法同一なるときは上位の本旗は乙と省略す

A 推定 O 天測  
C 離測 R 無線方位

(五) 経緯度信号と同時に大旗を擲ぐるときは其の経度には百度を加ふるものなることを示す

四、船名信号下に加へて該船名型を

船 A G 2 構定経度一度三分  
ノ型 レキシントン

標時	第三數争 代表旗																	
ビ	 	<p>表はす</p> <p>五、海軍作戦通信略語を旗旗信号にて 行小場合略語の下に本旗を連続して 信文の意味を疑問に变す</p>																
一、一流を他の信号と同時に掲ぐる時は 其の信号を取消すことを表はす 二、詫話信号の上に加へて其の信号の 意味を打消取消取止に變じ又は「 するに及ばず」若くは作業改進の復旧等 の意味を表はす 三、一綴の旗旗信号中本旗を以て第三 数字旗を代表せしむることを得 詳、代表符として使用せず 四、一流れ時刻整合を表はす 五、四旗二個よりなる符号の上に加へ て海軍信号書に依る標時信号を表は し数字旗四旗の上に加へて錯誤の虞 をきときには標を省略することを得 十四時間式の時刻を表はす 五、標時信号二個を一綴として表はす 	<p>例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>例</th> <th>計</th> <th>一宮地否</th> <th>一一一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D〇標〇〇</td> <td>計355</td> <td>否</td> <td>三五五五</td> </tr> <tr> <td>G！標〇〇</td> <td>一</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>D〇標〇〇 本日午後 G！標〇〇 午後三時 リ</p> <p>リ 午後四時 四十五分迄</p>	例	計	一宮地否	一一一	D〇標〇〇	計355	否	三五五五	G！標〇〇	一			リ				
例	計	一宮地否	一一一															
D〇標〇〇	計355	否	三五五五															
G！標〇〇	一																	
リ																		

別 区 信 交

語 語 リヤ	消 信	終 信	解 信 ナ	応 信	起 信	商 索	
一 一 一	（接続と解釈以上略） 信号終了と表はす	信号終了と表はす	信号終了と表はす	信号に応じることと表はす	信号を起すことと表はす	同一場所に信号文字暗語を含む二個以上より成る符号文を掲揚する場合各符号間に繋りて其の句切りを示す 錯誤の度合をさとときは省略することと表得	註 時刻整合符として使用せず
海軍通信語を用いる場合本符号語の前後に和、小錯誤の度合をさと とは省略するなどを得	（接続と解釈以上略） 信号取消と表はす					同一場所に信号文字暗語を含む二個以上より成る符号文を掲揚する場合各符号間に繋りて其の句切りを示す 錯誤の度合をさとときは省略することと表得	標 ①②④⑤ 午前零時半 分



分類を表すには介子と介母の間に本符を置くものとする

海軍作戦通信略語の下に相へて信文の意味を対向に表示する

電報転送の場合無線通信に於て略字簡略表は下

符	定	指	符
緊急信	モシバ	モシバ	聯隊總
至急信	ウナ	ウナ	?
照夜信	ムニ	ムニ	モニバ
	一一一	一一一	モニバ

指定符以外に用ひるときは「略表」を表す。

艦所名信号を説話信号として表はす場合は第十七、第十八、第十九條を準用す此の場合番号欄

(1) 錯誤の處などときは省略するべことを得は其の最も下に加小るものとする

交信上旗幟番号の名稱を呼稱するには本條第二号表中假名若は別名に依るを例とす

区別旗幟を略書するには其の略字に依るを例とし場合に依り和音名稱に括弧( )を附したるもの  
を以てすることを得

但し此の場合潜水、駆逐、航空、海防及所名の各旗に対しても夫々(ヌヌー)、セ(セー)、(7)(タ一)、  
(8)及シ(シー)を用ふることを得

第二節 手旗形象の種別、作鳥法及其の用法

第十三條 本信号を行ひには右手に赤色手旗左手に白色手旗を持つを例とするも其の他適當のもの又は徒手を以てする「一」を得

第十四條 手旗信号の形象種別、作鳥法及其の用法等左の如し

別名	繪	形象	作	爲	法	用	法
第一原割	原割	原割	原姿	両手を垂直に垂る			
第二原割	第二原割	第三原割	石手を以て掌下の直 面手を左石水平に出 す	直に掲ぐ 因し「子友正」の第二	門を畫く		

第一原割	第二原割	第三原割	第四原割	第五原割	第六原割

鉤乞蠶くどきに想

り石手迄華川左手

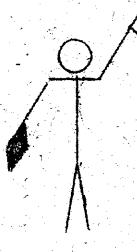
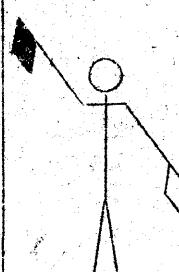
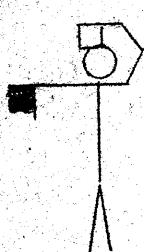
乞垂直に揚ぐ

左手亥左四十度上  
右手亥右四十五度下  
に出す

右手亥右四十五度上  
左手亥左四十五度下  
に出す

両手亥頭上に交叉す

石手迄石方水平に左  
手を頭上より石方水  
平に出す



形

原 割 第 十 一	副 第 十 原	割 第 九 原	割 第 八 原	割 第 七 原
両手亥左方四十五度 上より右方四十五度 下に振り下す	両手亥左石方四十五度 上に揚ぐ	右手亥石方水平に左 手亥石手の下方約三 十五度に出す	左手亥垂れ石手亥石 方水平に出す	右手亥墨直に揚げ左 手亥左方水平に出す

## 象

文

施 信	起 信	原 第十四割	原 第十三割	原 第十二割
両手を直立に振る 二指を直立又は交叉して片手に之を持ち信手に之を傳ぐことを表す	両手を直立に振る 二指を直立又は交叉して片手に之を持ち信手に之を傳ぐことを表す	左手を直立 右手を四十五度上に 楊ぐ	右手を垂れ 左手を四十五度上に 楊ぐ	両手を直立に振る
上方に獨けて右の方法に模ふることを得	両手を直立に振る 二指を直立又は交叉して片手に之を持ち信手に之を傳ぐことを表す			

象 形 别 区 信 消 信						
發 動	踏 語 戰	踏 語	解 信	終 信	中 繩	
	二 十					両手を石左斜前四十五度上に出し之を前方に交叉する二と数回
空四原割	発動用意、右手亥四十五度上に掲げ	両手亥左右下方四十五度の位置に出し之を下方に交叉する二と一、二回	両手亥垂直に掲げ並行せる處左右に振る	第十二原割	信号中継を表す	両手亥石四十五度上に掲げ上下に振る 二と数回
	片假名作法リサに同じ	通軍作戰直信語を用ふる場合本形象其の前後に相小鎗誤の處をモニテ省略することを得	信号了解を表す	信号終了を表す	信号全部首は一部取消を表す	
	手旗信号の發動を表す	通軍作戰直信語を用ふる場合本形象其の前後に相小鎗誤の處をモニテ省略することを得				

## 形

## 号

## 記

句・貞

発動、右手を下す

第十四原割

新  
章

第七原割

数字名白旗

第十三原割

括弧

両手を左右下方四十五度に出す

小括弧

右手を垂れ左手を左方水平に出す

各信号符号(羅馬字)、各略語、指定期と本文との間、信号文各句間、信号文中の番号の数字と本文との間及本文と交、付時刻との間等に用い其の句切を表す。

信号文の句切を表す

信号文中に数字を挿入せんとするときは此の形象を前後に置き其の間に所要数字に相当する番号の原割等火リ丸に至る迄表示する。

信号文中に註解又は名詞等を挿入した場合之が解説に便ならしむるの要あるとき本形象を其の前後に加小羅馬字又は信号符号を表はさんとするとき本形象を其の前後に加小組し二個以上の羅馬字又は信号符号を連續して送信する場合には本形象をその前後にのみ加ふ。

読 、 吴	左手立坐れ右手を右方四十五度下に出す 教を挿入せんとするとき本形象を其の前に置く
歸除線	第十一原割

向 ?	分子を表すには分子と分子の間に本形象を置く
石手立坐れ左手立左方四十五度下に出す	一、海軍作戦通信略語の下に加へて信号の意味を疑問に変す 二、電報転送の場合無線通信にて脱字箇所を表す

## 記号

形象使用例

## 例一

数字形象読更帰除線用法例

「距離五海浬東立表はす」

## 例二

小括弧用法例

「信号等立表はす」

「小括弧イハヨ小括弧」

## 例三

括弧用法例

「平文ヒリヤドモ」を示すには「リヤドモ括弧子メイ括弧」

第十五條 片假名羅馬字形象の作用は左表に示す如く第一乃至第十四原割を組合せて之を表はす。一字を書くには一動たり直に次動に移り終らば直に原姿に復し次の字に移るを例とす。

					作	為	法	和音名稱
	第一動	第二動	第三動		(音 讀 稱)			
	＼＼—＝＼＼＼＼	＼＼—＼＼＼＼	＼＼＼＼＼＼＼＼		(イ ワ イ テ)			
	E	D	C	B	(ハ ル ハ ナ)	口	（口 一 ザ ン）	(音 讀 稱)
(ト キ ト ワ)	(ヘ イ タ イ)	(ホ ー セ ウ)	(ミ ツ シ ン)	ニ				稱名字馬羅

					作	為	法	和音名稱
	第一動	第二動	第三動		(音 讀 稱)			
	フーーー／フフフフ	フーーー／フフフフ	フフフフフフフフ		(リ ギ ン)	リ	（リ ギ ン）	
	L	K	J	H	ヌ マ カ セ	ヌ マ カ セ	(ヌ マ カ セ)	(音 讀 稱)
(カ ラ サ キ)	(ワ カ バ )	(ヲ ト コ )	ル ッ ボ	ル ッ ボ				稱名字馬羅

	-	フ	リ	、	L	//	フ
フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ
(タ タ タ タ タ タ タ タ)							
R	Q	P	O	N	M		
フ	フ	//	-	フ	フ	フ	フ
(タ タ タ タ タ タ タ タ)							
X	W	V		U	T		
(タ タ タ タ タ タ タ タ)	(タ タ タ タ タ タ タ タ)	(タ タ タ タ タ タ タ タ)		(タ タ タ タ タ タ タ タ)	(タ タ タ タ タ タ タ タ)		

ニ	一	フ	ニ	一	フ	フ	レ
リ	二	ア	ノ	一	ト	ソ	ノ
(キ リ シ マ)	(サ セ サ エ)	(ア サ マ)	(テ ン リ ウ)	(エ リ モ)	(コ ン ド ー)	(ラ フ ソ ー)	(ケ ン カ イ)
							ワ フ ソ ー) Z Y
フ	ニ	一	フ	、	ニ	/	フ
レ	レ	レ	/	レ	-	、	-
セ	モ	ヒ	カ	シ	ミ	(メ ガ ホ ン)	(エ ー カ セ)
ツ	ガ	ウ	ヤ	キ ナ ミ	カ サ		
ツ	ミ	ガ	ア				

備考

音誤漸は音誤の錯誤を防ぐため使用す

(半シ 濁バ。 矣フ)	(濁ガ 矣フ)	（長タ （） 音バ）	（ウ ンテ ン）	（ス ノサ キ）	サキ
	I				

#### 第四章 交信表示法

##### 第一節 指呼表示法

第十六條 傳号艦所を指呼するには一般に艦所名信号を用ふ之を指呼信号と稱し之に對し信号を碼すことを表す。

第十七條 二個以上の信号艦所名(航空機名を除く)を同時に表す場合は錯誤の虞なき限り之を一級とするを例とす。

例

驅<sub>②</sub>

驅逐隊、潛水隊

船<sub>③</sub> P隊 2

③ P艦、二番隊

但レ

(イ) 二個以上の艦所名が同一区別旗(符)なる場合区別旗(符)は最上位のもの一個を用ひ他は之を省略す。

例

船<sub>③</sub> P 2 X

③ P艦、2X艦

戰 1 2 3

第一、第二、第三戰隊

番 2 3 4

二番、三番、四番艦

隊 2 3

二番隊、三番隊

艦 F 1 F 2

第一、第二航空艦隊

(ロ) 二個以上の艦所名が十以上の數(A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S, T, U, V, W, X, Y, Z)を使用の場合にて表すやうる部隊艦船番号なる場合同一文字旗(符)は其の一つのみを採り之に數字旗(符)を部隊(艦船)番号順序に續るものとす。

駆逐 V 67

第八 第二十六、第二十七駆逐隊  
第二十、第三十一、第三十三潛水隊

第十八條 信号艦所名中其の一部を除き残りの大部を表すのに所要艦所名の下に否信号(符)を加へ其の下に除くべき艦所名を加ふるものとす。

但し

(イ) 両者の区別旗(符)同一なるときは下位の区別旗(符)に之を省略するを例とす

例

船番 ○ V (下位の船番略)

艦 1 否 P (下位の艦番略)

(ロ) 単隊内の信号に在りては部隊名を省略するを例とす

例

否番 2 (部隊番略)

二番艦を除いたる単隊全部

第十九條 某隊所属の某隊(艦)を表すのに区別旗(符)を下に加へたる所屬隊名の下に某隊(艦)名を加ふるものとす

但し両者の区別旗(符)同一なるときは其の一流を省略するを例とす

例

2 艦 P (部隊番略)

第一艦隊の補給部隊

2 潜 S

第二潛水戦隊の各司令潛水艦

2 水 A 1 (部隊番略)

第一水雷戦隊の第一駆逐連隊

第二十條 手旗(差光)信号をなすため旗旗信号を以て指呼を表示する方法左の如し

一、旗旗指呼信号の下に和音旗を加ふ、但し指呼信号を省略し得る場合に付錯誤の虞なき限り隊番号又は水雷(潜水防備)戦隊内に在りて以左記の場合錯誤の虞なき限り隊番号又は水雷(潜水防備)G旗は之を

音旗一流を以て指呼することを得

二、錯誤の虞る場合に指呼信号中の船名旗及番号旗は之を省略するを例とす

三、水雷(潜水防備)戦隊内に在りて以左記の場合錯誤の虞なき限り隊番号又は水雷(潜水防備)G旗は之を省略することを得

(八)(口)(イ) 舰艦及呼ぶ場合(隊)○旗を用ふる場合

駆逐艦、水雷艇、潜水艦、掃海艇等を呼ぶ場合(隊)R旗を用ふる場合

前總長以上乗組の艦船を呼ぶ場合(水雷(潜水防備)G)Z旗を用ふる場合

例

●△艦へ手旗(差光)信号をなすと云々

三番艦へ手旗(差光)信号をなすと云々

水雷(潜水防備)戦隊内にありて

旗艦へ手旗(差光)信号をなすと云々

駆逐艦、水雷艇、潜水艇、掃海艇等へ手旗(差光)信号をなすと云々

所轄長以上の乗組へ手旗(差光)信号をなすと云々

例とす

第二十一條

指呼信号は左の場合之を省略するを例とす

一、單隊指揮官乗組より其の隊全般に信号をなすと云々及水雷(潜水防備)戦隊旗艦より其の隊全般による信号にして錯誤の虞る事と云々

二、單隊中の一艦より其の隊指揮官乗組に信号をなすと云々及水雷(潜水防備)戦隊旗艦より其の隊全般による信号にして錯誤の虞る事と云々

(旗旗信号の)

- 三、軍隊中の一艦より前艦隊に ~~（左遷權したう）~~ ~~（左遷權したう）~~ 傳令を送るに際する  
四、発着信艦相互に明瞭なるとき  
五、航空機より艦前に信号を出すとき  
六、応答を要求数げる信号を出すとき  
七、緊急説話信号を出すとき

#### 第一節 中繼表示法

第二十二條 中繼の表示法左の如し

一、着信艦所名の下に中繼旗(符)を加へ其の下に發信艦所名を加へて一般中繼信号を表示す

但し

(1) 発着信艦所の区別旗(符)が船名旗(符)又は番号旗(符)なるときは錯誤の虞るを限り之を省略する  
ことを得

例

船中 ◎ A ● A 艦より總艦船への中繼

田 1 中 ◎ 田 ● 田 艦より B 1 艦への中繼

2 中 4 日 曜 駆逐艦より二番艦へク由

(2) 錯誤の虞るときの發信艦所名を省略することを得

例

戰 3 中 宿 軍旗より第三戰隊への信号を裏替へ中繼するとき

二、指呼信号を省略せる場合 第二十一條(2)の中繼には前号に準じ発着信艦所名を表示するものとす  
但し錨頭の廻るときの着信艦所名を省略することを得

例

中 3

(第十一回) 水雷部隊の操縦手は、  
「我」を運搬したる信号の中継

中 3

(口)(1.) 各隊旗軍官乗組より其の隊全般による信号の隊内中継

(口)(2.) 重隊指揮官乗組より其の直属部隊の一隊による信号の隊内中継

(第十二回) 手旗(信號)を出すため旗旗信号の中継表示法左の如し

但し錯誤の虞るき場合には中継表示信号の品名道義の明瞭旗印を省略することを得

一 着信所名の前に音頭を加へ其の次に着信所名を加へて中継信号を表示す

例

船

12 舟

4 舟

○ 舟

工 舟

工 舟

工 舟

○ 舟

工 舟

工 舟

工 舟

工 舟

(第十三回) 旗(信號)を出すため旗旗信号の中継表示法左の如し

一 着信所名の前に音頭を加へ其の次に着信所名を加へて中継信号を表示す

中継信号の下に船音頭を加へて中継信号を表示す

中継信号の下に船音頭を加へて中継信号を表示す

中継信号の下に船音頭を加へて中継信号を表示す

中継信号の下に船音頭を加へて中継信号を表示す

中継信号の下に船音頭を加へて中継信号を表示す

中継信号の下に船音頭を加へて中継信号を表示す

中継信号の下に船音頭を加へて中継信号を表示す

例

### 第三節 応信及解信表示法

二十九條 応信、解信を表示するに拘らずに規定あるものの外応信旗符及解信旗符を用ふるもの  
二十五條 応信旗(符)に代用して応信解信を表す信号左の如し

一 手旗<sup>(發送)</sup>信号の旗旗指呼に如しては和音旗

二 中巻艦所同時に着信艦所たると互の中繼信号

三 取消信号(第二十九條第一項)に對する応信にありては否信旗

四 航空棧に對しては(原稿誤り)応信旗符又は和音旗の下に航空旗を加へたるもの

五 潛航中又は浸洗航走中ハ潛水管は水中信号又は暗水信号要ア此は無線電信

第二十六條 一奇回頭(二奇回頭之字運動を含む)の信号に對しては同一信号を以て応信、解信を表すものとす

但し発光信号及手旗信号にありては箭頭の廣さを左と右は小括弧を省略することを得

第二十七條 応信を表示さざる信号左の如し

一、危急危険又は異常を表すB旗二流を一綴とするB旗を含む及不開旗

二、教練又は作業を通報するN旗

三、速力試験中なることを表す二回A旗

四、演習中の識別信号

五、緊急登見信号

## 第五章 旗旗信号掲揚法

### 第二十八條 旗旗信号掲揚法

一、旗旗信号は上桁に掲ぐるを例とし必要に応じ不桁、檣面索若は檣頭、斜桁を使用す  
二、二個以上より成る信号符号(略語を含む)の掲揚法及通讀順序を左の通定す  
同一場旗線にありては上方より順序に連続(通讀)す

(口)(イ) 二本以上の場旗線に亘る場合にありては左の順序に掲揚(通讀)す

同一桁にありては右舷外方、同内方、左舷外方、同内方

同一檣面索にありては前方より後方

(三)(二)(一) 上桁、下桁、檣面索、檣頭、斜桁

### 第二十九條 交信法

#### 一 起 信

差信艦所は指呼信号若く信号は信号全部の終了するまで降下するもとのとす(にて極て所要の信号を掲ぐ)

但し指呼信号を省略し得る場合(第二十一條)は単に所要の信号のみを掲ぐ

#### 二、応信、解信

着信艦所は己に向てゐる信号を認めたる時は該信号を半場し信号の意味を了解したると見なす  
を全場す

但し左の場合には各其の規定に依る

(イ) 認諾を乞ふの信号に対する認諾を与ふるとモ又応信旗を降下し認諾を与へるとモ日本旗を全場の依否信号一流全場(本否信)に対する応信を表示せらるゝとす(又即ち前項の信号を

行ひはる機之と共に降下す

(口) 何此の発信艦所に如ての應信なるかを明示するのをもとより應信艦の前<sup>(該艦之を省略する事と記載)</sup>に發信艦所名を口ふるものとす

(ハ) 航空機に於て口應信旗を用ふることなく手旗信号発光信号又は桿体の運動を以て之を表すものとす

(二) 應信旗に代用する信号(第二十五條)及同一信号を以て應信、解信を表す信号(第二十六條)口  
應信旗と同様に使用して應信、解信を表すものとす

### 三、終 信

発信艦所の着信艦所の解信を見た後要の時機に信号を降下し着信艦所も亦應信旗を降下す  
但し認諾を乞ふの信号に如ては発信艦所の着信艦所の應信旗(誤第2年付)を降下に倣ひ信号を降下す

### 四、消 信

発信艦所現に掲揚中の信号全部又は其の一部を取消せんと欲するときは耳の信号掲揚の否否信号一<sup>(誤第2年付)</sup>流を擧げ着信艦所の應信、解信各信号を使用すを見たる後掲揚中の信号全部と共に之を降下す

## 第三十條 中 態 法

### 一、一 段 の 場 合

中繼艦所の中繼表示信号と共に発信艦所と同一信号を半揚し順次次位の中繼艦所に及ぼし着信

艦所解信とは最遠中繼艦所より逐次に之を全揚し発信艦所に倣ひ各艦所信号を降下す

二、各艦信号回乗艦より其の隊全般になす信号の隊内中繼(發送艦の掲げる針)  
(該艦之に達す)

(イ)

中繼艦門口凡て登信艦所と同一信号を半場す

(ロ)

各隊漁艦(木雷艇、駆逐艇、司令酒水艇等に準ずる) 自隊自己小隊の解信を見たる後(機陣列にありて)最遠中繼艦

より逐次信号を全場す

(ハ)

端天艦より逐次應信旗を全場す

(ニ)

各艦所の登信艦所へ及び信号を降下す

(ホ)

三軍隊指揮官より其の直屬部隊の一隊に付する信号の隊内中繼

一馬に準じ中繼艦門縦て登信艦所と同一信号を以て中繼す

目 一齊活動を達成する場合

送信艦所と中繼艦所の信号全場を待つことなく其の半場を見たらる後自己の信号を降下することを得

此の場合中繼艦所も亦之に準じ次位中繼艦所の信号半場を見て其の信号を一旦全場したる後降下するものとす

但し最後の中繼艦所にありて登信艦所の轉信を待て其の信号を一旦全場したる後降下するものとす

### 第三十一條 △急旗旗信号法

一 本信号法は簡便等を用ひず短艇用信号旗を適宜の旗率にて之を艦橋附近に表示して行ふ应急信号法にして必要に応じ使用することを得

二 旗率の出し方により信号の掲揚降下を区分すること左の如し

約四十五度仰角に出す

半場

直

立

全場

内外方に側して枚木

降下

三、交信法の天々規定の信号法に依る

## 第六章 楽光信号法

第三十二條 燈光信号於指揮、中繼、應信及解信 使用 信号

### 第三十三條 交信法

#### 一、起信及应信

起			
信			
(イ) 符号を以て指呼する場合	如前書出の應信号を發するか又は和音旗を半 揚して之に應す		
送信艦所の指呼信号を發す			
但し			
(一) 左の場合に起信号のみを發す			
(1) 指呼信号を省略し得る場合(第二十一條)			
(2) 相手艦所名不明の場合			
(二) 自己名を表示する必要ある場合に指呼			
信号船信号の後句矣、自己名一回 を發す			
(八) 亜圓信号を以て指呼せられたる場合			
応	信		
但し			
(イ) 自己名を表示する必要あるときの應信 信号に統て自己名を發す			
(ロ) 何れの送信艦所に対する應信号なるかを 示す必要あるときの送信艦所名(錯誤の 虞ることと/or船名類番號の省略す ることを准)を連續す			

年 漢信外(超)第十一回 第一章(内)の場合に

旗号を以て之に即応し得るべく(内)和

テ  
旗又は手旗形を以て应信、解信を

但し前記の如きを併用する事

表可すこととを備

例

○(音)○(音)○(音)○(音)○(音)○(音)○(音)○(音)○(音)○(音)○(音)○(音)

△(音)△(音)△(音)△(音)△(音)△(音)△(音)△(音)△(音)△(音)△(音)△(音)

23 毎月一(1)

## 送信及解信

送信

信

解

信

送信所可(音)信譜升(音)信譜升(音)信譜升(音)信譜升(音)信譜升(音)

送信

する

自ら名を表示する事(内)和音旗を全欄する(内)又は和音旗を全欄する

起信(音)必要(音)ヒトヨリ省略す

但し

(口)送信所(音)送信所(音)送信所(音)

を終す

左の如き又は右の如きの如くに於ける場合に各艦隊の名前  
の處に(イ)又は(ロ)船名旗、番号旗のを省略  
することを得(六)を運営全場

(二)一齐回頭信号(一齐回頭之字運動及含む(六)如  
して同一信号を以て解信を表示する錯誤の  
虞なきときは前後に附する小括弧を省略す  
ることを(七)

### 三 海軍無線電報及転送する命令に於ける頭尾の頭頭部又及本文として取扱ひ並に先づ海軍通信路

「語」<sup>(八)</sup>を添するものとす

目 左の場合に於て回送信書類の解信を行つゝあるへ回信符数回、本外、回向、回送信書類を表示せらるるものとす

(名)次なる(イ)又は(ロ)回向と共に省略す(九)を連送することを得

(口)(イ)正規の文書法に依ると(ロ)回向信へ時枝を失する虞あるとき

五 作戦上又は其の他の理由に依り受信書類の解信及解信の表示を不適として(ロ)回向を遅延せらるゝとき  
回送信書類の指揮信号の前に海軍通信路「語」六(本)回向を遅延せらるゝとき  
回送信書類の表示せらるゝとき

### 六 以下之の信号文は左の如く發信するを例とす

(1) 信号文を数句(章)に分り送信書類の各句(章)毎に(イ)回信書類の解信を待て送信するを例とす即ち  
送信書類の句(章)を送し受信書類の句(章)を送し受信書類の句(章)を以て応するを待て次句(章)に移るものとす  
此の場合は先づ海軍通信路「語」六(本)を送し受信書類の海軍通信路「語」ハメ(本)を以て

応するを待て本文の送信を開始することを得

(口) 速運を要する場合に信号文を前後面接に区分して送信することを得此の場合に於て

(一) 本文の前に前回送(前回送)を連続する  
（二）本文の前に前回送(前回送)又は「ア」を加ふ

消信及再送  
（ア）前回送(前回送)を連続する

送信の場合 次の状況

(イ) 送信(中継)又は不

識字等を生じ再送(再送)を要する

（ア）直に消信符を送り其の誤字、

脱字、不識字又は重複などとい

う信号符字にありては其の等

字の起端より暗号書類單にあ

りて其の行の始まり再送す

（イ）人とするとき

（ア）送信(中継)の信号文全

部を因縁し再送(再送)を要求せ

（ア）消信符に達して信号符を送り前回送(前回送)を以て応する

人とするとき

（ア）消信符に達して信号符を送り前回送(前回送)を以て応する

を見て再送す

（イ）送信(中継)の信号文取扱りとするととき

（ア）消信符に達して終信号を送り

（ア）消信符に達して終信号を送り

（イ）送信(中継)の信号文取扱りと終信号を以て之に応ず

## 一 航行の場合

### (1) 中艦表示信号を送り、中艦表示信号を省略する場合

但し錯誤の虞ない限りは登信船前名を省略することを得

(口) 登信船所の中艦前の中艦表示信号を見れば着信船所名、中艦得、登信船所名に統て前記の信号文を送る(錯誤の虞ないときは登信船所名又は中艦表示信号を省略することを得)

(二) 中艦船所の登信船所に対し解信号を送したる後登信船所と同一法に依り更に第二の中艦表示信号以下同一要領に依り順次着信船所に及ぼすも可とす

(二) 中艦船所を指定し中艦を行はしむる場合には登信船所の中艦船所を略すし其の應答を待て着信船所名、中艦得、登信船所名着信船所名又は登信船所名を省略することを得(前記の信号文を送信す以下中艦船所に前説頭に準じ中艦に任ずるものとす)

(木) 解信号の返送を必要とするにける登信船所の本又は各軍種軍通信路<sup>〔陸軍通信路〕</sup>へ印を加ふ此の場合着信船所信号を了解せば即ち中艦船所より返済登信船所名<sup>〔名表書名〕</sup>を送ること可とし省略する事無く<sup>〔名表書名〕</sup>を送信するものとす  
信番号(又は<sup>〔方向性信号〕</sup>を含むことを得)を登信船所名を送信し登信船所に至るものとす

(ハ) 中艦船所又は着信船所他の中艦船所の中艦表示信号<sup>〔中艦表示信号〕</sup>を送信したるときは其の中艦表示信号に如し直に解信号を送するものとす

### 二 各隊指揮官乗船より其の隊全般又は直属部隊<sup>〔第一歩兵連隊〕</sup>による信号の中艦の外旗信号法に準ず

(イ) 隊全般に対するもの口各旗艦司令旗逐艦、司令潜水艦、司令水雷艇、司令帶海船等之<sup>〔隊番号〕</sup>自ら自己隊名(隊番号)中艦得を送り同一信号を以て中艦し自隊の解信号を見て解信号<sup>〔回復信号〕</sup>白(正白)を送信することを得

〔隊番号〕<sup>〔方向性信号〕</sup>を登信船所へ返送す

(二) 一隻を除いて、対する二隻の一隻に准ず

四

○ A へタリ工音ヘタ信号を田中船が中継する場合  
○ A へタリ工音ヘタ信号を田中船が中継する場合  
○ A へタリ工音ヘタ信号を田中船が中継する場合  
○ A へタリ工音ヘタ信号を田中船が中継する場合

五

○ A へタリ工音ヘタ信号を田中船が中継する場合  
○ A へタリ工音ヘタ信号を田中船が中継する場合

○ A へタリ工音ヘタ信号を田中船が中継する場合

○ A へタリ工音ヘタ信号を田中船が中継する場合

三十五条、第

手旗信号中継法(第)第十三條(第)第一項(第)第三項

校 法

通信船が全部に渡交せしむる場合

送 音 舟

(一) 個別番号を指すする場合の前記各番号

前後(ハ)種定得ムイを以て送信す

番号(番号)番号(番号)番号(番号)番号(番号)番号(番号)

を繰り返す

(二) 送信船所の所持する該種番号を繰り返す

ノを送す

(二) 照査にて誤あると/or其の都度「イナ」を差し続  
て誤れる部分を再送し誤るまで至る迄照査

としむ

一部に照査せしむる場合

總受信艦所中の一部を指定し照査せしむると或は送信艦所名を送したる後送信す旨定照査所前項行準じ照査を行ふ

三、照査艦所に就き照査中努めて自艦の誤認圖所訂正を行ふもとす

第三十六集 照査信号に於て着信艦所多數なるときは应信号又は解信号にて代ふることを得止つ場合天々之を应信号又は解信号と称す其の用法左の如し

送 傳 書 所

一、暗信号に於て白灯一個五束す

二、同灯を滅して送信を行ひ終信号に於て之を

同じ受信艦所の解信号を見て之を滅す

三、(新章)の場合(新章)にて同灯を表す以下二項に準じ交信す

一、解信号(白灯)一個を表す

二、送信艦所の送信を始めたるを見て同灯を滅

し解信号したるとき之を表す(新章)にて同灯を表す以下二項に準じ交信す

第三十七集 信号符号を送信する場合其の確実を保つため要するとき(該符号に相当する和番名又は左の数字傍記括弧を以て包む)在其の直後に加ふるものと下記の場合(新章)にて加ふべき各小括弧は省略するを例とす

## 第八章 手旗信号法

第四十一條 指呼、中繼、应信及解信に使用する信号艦船名及手旗形象を以て表示するにロ海軍通  
信略語(略語形象は省略するものと/or)に依る

但し

- 一 固有名称を以て指呼するを便とする場合にロ之に依る
- 二 軍隊内にありては艦船番号に相当する原副を以て其の艦船を表示することを得
- 三 水雷(潜水防備)戰隊内にありて旗艦を表はすには①原副を以てし又該旗艦を司令駆逐艦(水雷艇)香木艦(掃海艇)及表可すにロ隊番号に相当する原副を以てすることを得

### 第四十二條 交 信 法

#### 一 起信及应信

起	信	应	信
(イ) 形象を以て指呼する場合	受信艦船の应信形象を表示するか又ロ和音旗		
送信艦船の起信形象を以て受信艦船を指呼	を半揚げにて应ず		
す 但し			
受信艦船名を表示する必要あるときロ起信	何れの送信艦船に対する应信なるかを表示		
形象に従て之を表示す	するの必要あるときロ左に依る		
(ロ) 旗流を以て指呼する場合	イ) 送信艦船名に従て应信形象を表示す		
(一) 第二十條に依り指呼信号を掲ぐ	(ロ) 和音旗の下に送信艦船名錯誤の虞なきと		
(二) 指呼信号の手旗信号終る迄掲揚し置くも	メロ船名旗、番号旗は之を省略すること		
不得粗し旗流信号の掲揚を避くるが要	不		
衣錦を連續す			

ある場合打伝信を開始するを降下する

ことを得

### 一 送信及解信

送

信

解

送信船打伝信船所の應信を是回左の順序に

送信す

(イ) 登信番号(登信番号)を(登信番号)と(登信番号)省略す

(ロ) 指定航行文字(指航行文字)を(指航行文字)と(指航行文字)省略す

(ハ) 信令(信令)を(信令)と(信令)省略す

(二) 本

(ホ) 登令(登令)を(登令)と(登令)省略す

(八) 終信形象

但し海軍無線電報を輸送する場合反長文の  
信号文を送信する場合は登光信号法に準じ  
之を行ふものとす

(イ) 船名文にありては英タ行字を了解したる上  
三句表示し(句)與(句)表示困難なるのみ又因  
必要(必要)と(必要)は省略することを得(意味を了)

解したるヒテ解信を表示す

(ロ) 何此の送信盤前に列す(列)解信(解信)かを表示  
ム(ム)運あるヒテは(運)送信者(送信者)名に據て解信形  
象を表示するか又は(又)和音旗(和音旗)にて(にて)送信盤前  
名(名)鑄(鑄)の虚(虚)と(と)の船名旗(船名旗)の之  
を省略することを得(連繕全場す)

(ハ) 一本回頭信号(一本回頭)之字運動を含(含)て  
して(して)回頭(回頭)之字運動を表示す

(二) 廉(廉)式解信形象(解信形象)前(前)に登信番号(登信番号)及表示す

送信又再送の登場信号法(第三十三條第七号)に準じて之を行ふ

#### 三四十三條 中 繼一法

##### 一 手旗形象を以て行ふ場合

電光信号の中継法(第三十団條第一号)に準ず

##### 二 旗源を以て行ふ場合

(イ) 中継艦所の第二十三條の中継表示信号を表示し解信したるとき又全揚了発信艦所の之を

見て招呼信号を降下し中継艦所の次位の中継艦所へ中継が終り其の信号を降下し順次各艦所に及ぼす但し発信艦所送信終了前に招呼信号を降下したる場合の中継艦所の次位中継艦所に送信を開始せば中継表示信号を降下することを得

(ロ) 中継艦所を指定し中継あるごしむる場合に(1)登場信号の第一十三條第二号の信号を擧ぐる  
外前項に準ず  
(ハ) 中継艦所若くは着信艦所他の中継艦所の中継を待たずして信号を了解したるときは其の表示信号に対し直に解信を表示するものとす

##### 例

陸奥(ムツ)より長門(ナガマ)の信号を山城(ヤマ)が中継する場合

##### (イ) 手旗形象を用ふる場合

中継艦山城は「ナア中ムツ」なる形象を表示す

登場信号は「ナア中ムツ」にて所要の信号文を送信す

##### (ロ) 旗源を用ふる場合

中継艦山城(ムツ)は「ナア中ムツ」なる旗源信号を半場す

## 送信艦は前要の信号文を送信す

二

陸奥にて山城を指定して長門への信号文中継せしむる場合

(1) 手旗形象を用ふる場合

発信艦陸奥「起信形象ヤマ」を表示す

中継艦山城「应信形象瓦表示す」

送信艦陸奥「ナト中ムツ」に綴て所要の信号文を送信す

(2) 機旗を用ふる場合

発信艦陸奥「山城初一長門」を全揚す

中継艦山城「表門和陸奥左半揚す」

送信艦陸奥は前要の信号文を送信す

## 第百四十九条 照 法

各校の要あるときは第三十五條星光信号照法に準ずることとす。

百五十九条 手旗信号にて羅馬字又は信号符号を表示するに日本羅馬字又は区別符号等の和音名称に相当する手旗形象を以てし数字の数字傍訓(第三十七條)に依り之を表示し小括弧形象を其の前後に加ふるものとす

例

信号符号「A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z」を表すには(1)に

ハ括弧イハイー小括弧

一十六條 手旗信号中数字を用ふる場合特に確実を保つるの要あるときは第三十八條の規程に

じ数字略語を導入するもつとす而して本数字略語を導入するに可い多つ数字形異同之を備取る左例とす

第九章 色灯信号法

四十七條 色灯信号法に依り左の通定を

各	動	信	号	灯
戰隊	水雷	水雷	水雷	水雷

卷之三

起信呼する」とよく所謂  
ノ信号灯を矣す

着信鑑に信男を了解  
され送信鑑と同一信  
号を矣す

卷之三

逐處盤口着底，方解逐處盤口着底，方解

各信號の着信號の解表示の必要なしに

			終
事	信	消	信
記	滅	滅	滅
	了	了	了
事	事	事	事
一 本 信 号 灯 の 光 連 距 離 を 耳 の 時 の 視 界 に 於 て 千 米 を 標 準 と し て 調 整 す る も の と す	一 本 信 号 灯 の 光 連 距 離 を 其 の 時 の 視 界 に 於 て 軍 艦 に あ り て は 千 米 駆 逐 艦、 潛 水 艦、水 雷 艦 及 捕 海 艦 に あ り て は 五 百 米 を 標 準 と し て 調 整 す る も の と す	一 本 信 号 灯 の 光 連 距 離 を 其 の 時 の 視 界 に 於 て 千 米 を 標 準 と し て 調 整 す る も の と す	一 本 信 号 灯 の 光 連 距 離 を 其 の 時 の 視 界 に 於 て 千 米 を 標 準 と し て 調 整 す る も の と す
二 信 号 の 呼 称 は 灯 色 を 以 て す る 例 と す	二 信 号 の 呼 称 は 灯 色 を 以 て す る 例 と す	二 信 号 の 呼 称 は 灯 色 を 以 て す る 例 と す	二 信 号 の 呼 称 は 灯 色 を 以 て す る 例 と す
二 信 号 の 呼 称 は 信 号 灯 の 固 有 番 号 を 示 す 数 字 並 に 依 る と	二 信 号 の 呼 称 は 信 号 灯 の 固 有 番 号 を 示 す 数 字 並 に 依 る と	二 信 号 の 呼 称 は 信 号 灯 の 固 有 番 号 を 示 す 数 字 並 に 依 る と	二 信 号 の 呼 称 は 信 号 灯 の 固 有 番 号 を 示 す 数 字 並 に 依 る と

例とし

錯謬の虞なき場合  
に灯色を以てす

ることを得

## 第十章 雜種信号法

第四十八條 艦船に於て警戒埠集を行ふ信号法左の如し

空砲二発(間隔十秒)を三回以上(毎回隔二分)放ち(座標回乗埠會乘船又は船に於てのみ之を發す)

(前埠回の勿旗回答旗夜間)

舷の三灯を連揚し又探照灯を点じて艦横に動かし陸上及空中を照射するシテとす

第四十九條 緊急を要する信号の送達上所在信号埠の信号を一時中止せしむる場合には左の信号を行ふものとす

一、昼間 U旗一浪を揚べ

二、夜間 (1) 紅白綠灯を上下に連揚す

(2) U符連送

之を解除するに於ける間にありて可ひ旗を降下して後間にありて可該連揚灯を滅し否ひ符を連送するものとす

本信号を認めたる埠所はU旗又はひ(否)符を以て应信、解信を表示するシテとす

第五十條 艦隊名不明のものを誰かとんとするとき口語語タレ数回に續て自己名を發し始手の应信符に接て其の艦隊名を發して之に応ずるものとす

但し般隊にありては該隊指揮官の天體のみ其の隊名を發して応ずるものとす

## 第五十一章 略語 信易

該語信易を表すオノには左に依る

### 手旗信易

(1) 海軍通信略語に依る場合

前後に略語形象を加ふ (錯誤の虞かきとけに省略することを得)

例

### 略語形象ノテ略語形象

(口) 海軍作戦通信略語に依る場合

前後に作戦略語形象を加ふ (艦船の虞かきとけに省略することを得)

例

### リサシヨセ旬奥シリク?リサ 主刀ハ触接セシヤ

(1) 「リサホホ木甸吳◎二一五ヤ日三リサ」  
「平三十五度零等日四日十時半時見方

一 漂光燈(水中)信号

(口) 海軍通信略語に依る場合

前後に略語符「リヤ」を加ふ (錯誤の虞かきとけに省略することを得)

例

### リヤムリヤ

[毎]への補送

(口) 海軍作戦通信略語に依る場合

前後に作戦略語符「リサ」を加ふ (錯誤の虞かきとけに省略することを得)

例

(1) 「リサテゼン句兵テセシリカ」  
「リサメメメ句兵コキリサメロ」  
「メメメ句兵コキ」

〔改〕味方不明の攻撃旗鬼

### 三、旗源信号

#### (1) 海軍通信略語に依る場合

和音旗の下に略語に相当する和音名称の旗を加ふ  
例

「和日万々」

「ハシケ」〔解〕

#### (2) 海軍作戦通信略語に依る場合

区別旗として「丁」旗を別に掲揚し置くが狀況に依り指呼信号の下又日本信号(海軍作戦通信略語)  
の上に連繋し同一場旗様に掲ぐることを得

例

「一一隊標一〇五」

〔敵艦行棧の方向用〕

「木一一一〇〇〇」

〔木雷戦隊砲我配備に就く〕

「一一隊U短」

〔敵棧口直上にあり〕

#### 第五十二條 標時旗の使用法に関する左の通達も

### 一、時刻整合の場合

(1) 時刻整合を行ふ艦船は凡て時刻整合旗として標時旗を使用す  
基準艦固定時(指定期)の

五分前 標時旗半揚(認困難なると云ふ台灯を以てビ取回を差す)  
十分前 標時旗全揚(認困難なると云ふ台灯一個を差す)

走 時 標時旗降下(規定困難なるときは前項の白灯左滅す)

二、艦船航行中軍艦旗揚(降下)の場合並に遙拜式砲行の場合

前庄首席指揮官乗組の時刻整合法に準じ標時旗(白灯併用)左使用す

本標時旗は各旗艦(司令駆逐艦、司令潜水艦、司令水雷艇、司令機雷艇等の必要なる場合之に准ず)及中繼を要する位置にある艦のみ揚場するものとす  
但し軍艦旗揚の時刻に時刻整合を行ふときは前項の標時旗を以て本横時旗に兼用す

三、同時に二艦以上礼砲を施行する場合には前庄礼砲施行先任艦の時刻整合法に準じ標時旗(白灯併用)左使用す

#### 第五十三條 整備旗(灯)の使用法に關し左の通定す

一、整備と同時に整備旗(灯)を全場(處)して之を報告し指揮官の艦に従ひ若く其の應答旗(降下)解信号(消滅)に依り降下(滅す)

#### 二、中繼を為す場合

自己整備の際一時本旗(灯)を全場したる後之を半下し旗旗中繼法に準じ逐次全場するものとす

#### 第五十四條 速力標(灯)を以て行ふ速力信号に關し左の通定す

一、本信号は出入港、狭水道通過、陣形運動、速力変換、列に出入する艦有るときは及他艦に接近する場合等速力の現状及変換を他艦に知らしむる必要あるときは之を使用す

#### 二、信号の方法

(イ)昼間に速力標夜間は速力灯を前(後)橋下折端に掲ぐ

(ロ)速力標は機械前進の場合に日(月)台の旗を上にし後進の場合には旗を上にして掲揚す

速力標(灯)の掲揚位置に依る速力表示法左の如し

(ハ)速力標(灯)の掲揚位置に依る速力表示法左の如し

速力	微速力	半速力	原速力	強速力	第一戰斗速力	第二戰斗速力
船體に付するものを例示する位置の上約一米、駆逐艦、潜水艦、水雷艇及揚海艇等にありては約二分の一米	船端と艦橋手摺の上端又は之に準ずる位置との中央に掲ぐ	船端に付するものを例示する位置の上約一米、駆逐艦、潜水艦、水雷艇、揚海艇等にありては約二分の一米	船端に付するものを例示する位置の上約一米、駆逐艦、潜水艦、水雷艇、揚海艇等にありては約二分の一米	船端に付するものを例示する位置の上約一米、駆逐艦、潜水艦、水雷艇、揚海艇等にありては約二分の一米	右舷の速力標灯を船端一杯に左舷の速力標灯を下滅す	左舷の速力標灯を船端一杯に掲げ右舷つも
夜間	日暮	日暮	日暮	日暮	日暮	日暮
記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事

第三戰斗速力

左舷の速力標灯を前端一杯に右舷のもつた半速力の位置に掲ぐ

第四戰斗速力

右舷の速力標灯を前端一杯に左舷のもつた半速力の位置に掲ぐ

第五戰斗速力

両舷一杯に掲ぐ

最大戰速

第五戰斗速力に同じ

前進一杯

速力標灯を下減す

停

速力標灯を下減す

三、速力標灯は編隊航行中同艦隊後列にありては各別先頭艦に依り之を場所降下するものとす。

四、減速運転又は航行運動等にて航行中に現に發揮しつつある速力に相当する速力標灯を場所降下するものとす。

五、出入港等に於て各艦の機械の使用法異なるとき原速力以下の速力を標示するには各艦毎に原速力(半速力)の位置に速力標灯を掲揚するを例とす。

第五十五條 回転増減信号に因し左の通定を

文字旗P增加を示し「K」と略称することを得及尺減少を示し「A」と略称することを得反用ひ之を下桁に掲げ艦橋手櫓の上端又は之に準ずる位置よりの高さに依り機械回転数の現状が指定速度に対する回転数より幾許を増減しあるや否を表示す

一 流四分の一場

五回転

一 流全揚一 流四分の一場

二十五回転

一流半場

十回転

一 流全揚一 流半場

三十五回転

一流四分の三場  
(下桁端)

十五回転

一 流全揚一 流四分の三場

三十五回転

一流全揚(下桁端)

二十回転

二流全揚

四十回転

第五十六條 純柄信号に廻し左の通定を

編隊航行中軍艦にありて口操蛇の現状を表示するため左に依り純柄信号を使用す

右舷に青色球形標左舷に赤色四角形標を掲げ両舷標同じ高さに在るとときは口操蛇の中央なることを示し青標の位置低きときは面舷赤標の位置低きときは取扱なるを示す

四

五

## 海軍信号誌

第一 海軍信号誌又海軍信号送信機及中繼機を送信、着信及中継別に繰りたるものにして之を左の三種に分

(1) (2) (3)

## 陸 着 信 誌

(4) (5) (6)  
中 總 誌  
(特に中継機を備ふるの要をきとさは中継信号又之を着信誌中に併記し中継誌  
は之を備へざることを得)

## 海軍信号送信機の構式左の如し



海軍信號登着信紙

日	時刻	差信號前	中差信號前	差信號時	信	号	當信者	信號法
年								
月								
日								
時								
分								
秒								
年								
月								
日								
時								
分								
秒								
年								
月								
日								
時								
分								
秒								
年								
月								
日								
時								
分								
秒								
年								
月								
日								
時								
分								
秒								
年								
月								
日								
時								
分								
秒								
年								
月								
日								
時								
分								
秒								
年								
月								
日								
時								
分								
秒								
年								
月								
日								
時								
分								
秒								

(註) 本紙に符号略語信号等の記註用とす

(第二馬用紙)